

介護サービスをご利用いただくまでの流れ

(対象となられる方)

施設サービスをご利用いただける方は、65歳以上で介護が必要な方、ならびに40歳～64歳で特定疾病により介護が必要な方が対象となります。

- (1) まず介護申請を行っていただきます
お近くの役所に介護保険サービス利用の申請を行います。
- (2) 訪問調査が行われます。
専門の認定調査員がご本人を訪問、食事や歩行などの日常の生活を調査いたします。
- (3) 主治医の意見書をもらいます
役所から主治医の先生にご本人の医療に関する意見書の記入が依頼されます。
- (4) 介護度についての審査・判定がおこなわれます
調査員の訪問結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で要介護度の審査・判定がおこなわれます。
- (5) 要支援・要介護認定について決定されます
ご本人の状態により自立、要支援1～2、要介護1～5の判定がなされ、それぞれに合った内容のサービス選択が可能となります。
- (6) ケアプランが作成されます
介護認定結果に合わせ、ご本人やご家族のご希望を取り入れた介護サービス計画が居宅介護支援事業所のケアマネージャーによって作成されます。
- (7) サービスご利用の開始が可能となります
介護サービス計画に則りサービス提供の開始となります。